

滋賀県の農業・水産業向け 支援制度の御案内 令和3年度(2021年度)



水産業



農業




畜産業


注意事項


- この冊子は、令和3年(2021年)4月1日現在の情報をもとに、農業・水産業の皆さんが利用できる制度をまとめたものです。制度によっては内容(要件等)が変更される場合もありますので、御注意ください。
- 各制度には、それぞれ募集時期がありますので御注意ください。
- 各制度の記載内容は概要ですので、利用に当たっては、詳しい条件などについてお問合せ先まで御確認ください。
- 本冊子のPDFデータは、県ホームページで掲載しています。

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/seisangizyutsu/18510.html>)

新規就業に向けた取組

事業名	青年農業者等育成確保推進事業	相談・サポート
▼こんなときに		
農業に興味があるので、一度農業体験がしたい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○「短期農業体験」</p> <p>開催時期 年間を通じて随時</p> <p>内容 県内の先進農家での農業体験（1～2日）</p> <p>○対象となる方の条件</p> <p>農業体験に興味のある方</p> <p>○その他（農業体験）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業インターンシップ（2日～6週間） （公益財団法人 日本農業法人協会） 		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 農業経営課 地域農業戦略室 戦略推進係 TEL：077-528-3845 E-mail：senryaku@pref.shiga.lg.jp	

事業名	しがの農林水産業就業促進事業 (しがの農林水産業で働く！ 就業相談フェア)	相談・サポート
▼こんなときに		
新たに農業を始めたい 農業法人に就職したい（情報収集）		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○「しがの農林水産業で働く！ 就業相談フェア」（仮称）</p> <p>開催時期 2月頃</p> <p>開催場所 未定</p> <p>内 容 県内農業法人等が個別相談ブースを設置して、 仕事内容や雇用条件等の個別相談を実施。 独立自営就農希望者を対象とした就農相談や、 市町の就農支援策紹介も併せて実施。</p> <p>○対象となる方の条件</p> <p>農業法人への就職を希望する方や、独立自営就農を希望する方等、どなたでも参加可能</p>		 <p>農業法人等の個別相談ブース</p>
問合せ先	滋賀県 農政水産部 農業経営課 地域農業戦略室 戦略推進係 TEL：077-528-3845 E-mail：senryaku@pref.shiga.lg.jp	

事業名	青年農業者等育成確保推進事業	相談・サポート
▼こんなときに		
新たに農業をしたり、農業法人に就職するために相談がしたい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○県下7か所に設置している就農相談窓口で経営計画の作成など相談に対応していますので、お近くの事務所へ相談してください。</p> <p>設置場所は、次のとおりで、受付時間は、平日8時30分～17時15分です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金 (TEL 077-523-5505)※ ※(公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金では、求人中の農業法人を紹介する「職業紹介」を行っています。 ・各農業農村振興事務所(県下6箇所) (連絡先は、〇〇ページを参照してください) <p>○対象となる方の条件 就農に興味のある方 (自営・就職就農どちらでも可)</p>		
		
		担い手育成基金による就農相談
問合せ先	滋賀県 農政水産部 農業経営課 地域農業戦略室 戦略推進係 TEL : 077-528-3845 E-mail : senryaku@pref.shiga.lg.jp	

事業名	青年農業者等育成確保推進事業	研修
▼こんなときに		
新たに就農するための基礎知識を学びたい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○就農に係る基礎知識を「現地ツアー」や「就農準備講座」で学べます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「現地ツアー」：県内の就農者の農園をバスでめぐる見学会 開催時期 未定 開催場所 県内新規就農者の農業等 内 容 新規就農者の圃場を見学し、就農に向けた実践的な話を聞くことができます。 ・就農準備講座 開催時期 年間2回 各1日の日程 内 容 自営就農に必要な支援制度、農地、資金など基礎知識を講座形式で学べます。 <p>○対象となる方の条件 どなたでも、応募が可能です。</p>		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 農業経営課 地域農業戦略室 戦略推進係 TEL : 077-528-3845 E-mail : senryaku@pref.shiga.lg.jp	

事業名	滋賀県立農業大学校	研修
▼こんなときに		
就農した時に必要な栽培技術等の研修が受けたい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○滋賀県立農業大学校</p> <p>【就農科】県内で就農を目指す人材に対し実践的な農場実習や講義を行い、円滑な就農と就農後における安定した農業経営の実現を目指します。野菜・花き・果樹の3コース。修業年限は1年です。 対象となる方の条件（応募資格）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20歳以上65歳未満の就農を希望する方 ・研修終了後、滋賀県内において農業経営を行うことが確実な方 ・出願時に就農する農地が確保できているか、確保できる見通しがある方 <p>【養成科】本県農業を担う優れた人材を育成するとともに、地域社会における農業の振興等に指導的役割を果たす個性豊かな人材を育成します。作物、茶、野菜、花き、果樹、畜産コースがあり、修業年限は2年です。 対象となる方の条件（応募資格）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（推薦入学）高等学校長が推薦する者。詳細については、お問合せください。 ・（一般入学）高等学校を卒業した者および当該年度末に卒業見込みの方等です。 		
問合せ先	滋賀県立農業大学校 TEL：0748-46-2551 E-mail：gc61@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	https://www.pref.shiga.lg.jp/nougicenter/daigakkou/	

事業名	しがの農業緊急雇用促進事業	補助金
▼こんなときに		
農業法人等が新たな人材を雇用し、農業に関する研修を実施するとき		
▼こんな支援が受けられます		
<p>農業法人等が、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による失業者を新たに雇用して実施する研修に対して助成を行います。</p> <p>○助成額：研修生一人当たり年間最大120万円</p> <p>○助成期間：事業採択から最長で令和4年度末まで</p> <p>○研修生の主な要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による失業者であること ・本事業での研修終了後も継続して就農する強い意志があること ・正社員としての採用時点の年齢が50歳以上65歳未満であること ・過去の農業就業期間等又は農業研修期間が5年以内であること <p>※その他要件がありますので、(一社)滋賀県農業会議(下記)にお問合せください</p> <p>○交付主体：(一社)滋賀県農業会議</p>		
問合せ先	(一社)滋賀県農業会議 TEL：077-523-2439 E-mail：shiganou@nca.or.jp 滋賀県 農政水産部 農業経営課 地域農業戦略室 戦略推進係 TEL：077-528-3845 E-mail：senryaku@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/313616.html	

事業名	新規就農者確保事業	補助金
▼こんなときに		
新たに農業を始めるための研修期間中の生活費を確保したい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○農業次世代人材投資事業(準備型)</p> <p>県立農業大学校等の農業経営者育成教育機関や先進農家等で研修を受ける場合、研修期間中(最長2年間)について、最大150万円/年の資金を交付</p> <p>○対象者・・・就農予定時に49歳以下の者</p> <p>○主な交付要件</p> <p>独立・自営就農または雇用就農または親元就農を目指すこと</p> <p>原則、前年の世帯所得が600万円以下であること</p> <p>研修終了後1年以内に就農し、交付期間の1.5倍(最低2年間)の期間、農業を継続すること</p> <p>独立・自営就農の場合は、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になること</p> <p>○交付主体・・・(公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金</p> <p>※その他要件がありますので、(公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金(下記)にお問合せください。</p>		
問合せ先	(公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金 TEL：077-523-5505 E-mail：shiganou@sepia.ocn.ne.jp 滋賀県 農政水産部 農業経営課 地域農業戦略室 戦略推進係 TEL：077-528-3845 E-mail：senryaku@pref.shiga.lg.jp	

事業名	新規就農者確保事業	補助金
▼こんなときに		
新たに農業を始めたいが、就農直後から所得を確保したい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○農業次世代人材投資事業(経営開始型)</p> <p>独立・自営就農する認定新規就農者に対し、最長5年間、定額の資金を交付します。</p> <p>経営開始1～3年目 150万円/年、経営開始4～5年目 120万円/年</p> <p>○対象者・・・独立・自営就農時に49歳以下の認定新規就農者</p> <p>○主な交付要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の所有権または利用権を有していること ・主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、または借りていること ・人・農地プランに中心経営体として位置づけられている、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること ・原則、前年の世代所得が600万円以下であること。 <p>※その他にも交付要件がありますので、詳しくは交付主体へお問合せください。</p> <p>※交付終了後、交付を受けた期間以上営農を継続しないと返還となります。</p> <p>○交付主体・・・市町</p>		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 農業経営課 地域農業戦略室 戦略推進係 TEL：077-528-3845 E-mail：senryaku@pref.shiga.lg.jp	